

大阪地方最低賃金審議会総会

第362回本審議会議事録

1 日 時

令和6年10月17日（木）10時27分～11時16分

2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 4階 講堂

3 出席者

（公益代表委員）

北川委員、衣笠委員、村上委員、森委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、澤谷委員、鈴木委員

（使用者代表委員）

北畠委員、柴田委員、平岡委員、丸山委員

（事務局）

志村労働局長、小川労働基準部長、柴田賃金課長、吉川主任賃金指導官、森内賃金指導官、本多賃金指導官、福井専門監督官、上地最低賃金係長

4 審議事項

- （1）大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金等の改正決定の必要性に関する専門部会の審議結果報告について
- （2）令和6年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告について
- （3）その他

(開会 10時27分)

吉川主任

大変長らくお待たせいたしました。定刻少し前ではございますが、ただいまから大阪府最低賃金審議会第362回総会を開催いたします。

初めに、傍聴人の皆様に申し上げます。

傍聴人の皆様には、既にお渡ししております傍聴に関する遵守事項に従っていただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員4名、労働者を代表する委員4名、使用者を代表する委員4名、計12名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、本審議会が有効に成立していることについて御報告申し上げます。

なお、公益を代表する表田委員、岸本委員、労働者を代表する清水委員、土井沙織委員、使用者を代表する土井玲子委員、古谷委員は本日、所用のため御欠席です。

まずは、本日の配付資料について確認いたします。

まず、会議次第、配席図、会議資料、令和6年度大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組について、以上4点でございます。御確認をお願いいたします。

次に、特定最低賃金改正決定の必要性及び改正決定につきましては、全7業種の各専門部会で御審議をいただき、10月1日に全専門部会の審議が終了いたしました。

全7業種のうち、大阪府非鉄金属製造関連産業、大阪府自動車小売業の2業種については、専門部会の改正決定の必要性審議において、労使の主張に隔たりがあり、全会一致とならず、改正決定の必要性ありとすることはできないとの結論に至りました。

また、本日、お手元に配付しております会議資料1として、これまで総会で了承されました令和6年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項を添付しておりますが、その中の特定最低賃金専門部会の項目第3項には、「審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する」とされております。

このため、改正決定の必要性について全会一致に至らなかった大阪府非鉄金属製造関連産業、大阪府自動車小売業の専門部会の審議結果について報告を行う必要が生じたために、本総会を開催させていただくことになりましたことをあらかじめ御了承願います。

事務局の説明は以上でございます。

以後の議事進行につきましては、衣笠会長をお願いいたします。衣笠会長、よろしくお願いいたします。

衣笠会長

皆様、御多用の中、お集まりいただきありがとうございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、議事（1）の大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金等の改正決定の必要性に関する専門部会の審議結果報告についてに入ります。

先ほど事務局から御説明いただきましたが、大阪府非鉄金属製造関連産業、大阪府自動車小売業の最低賃金の改正決定の必要性については、専門部会において全会一致とならず、改正決定の必要性ありとすることはできないとの結論になったとのことでした。

まず、大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会の審議結果につきまして、部会長の北川委員

から御報告をお願いいたします。

北川委員

それでは、報告をさせていただきます。

まず、事務局から資料3の大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の専門部会報告書を読み上げてください。

森内指導官

おはようございます。事務局の森内です。

ただいまから、非鉄金属製造関連産業専門部会の報告書を読み上げます。

令和6年10月1日

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子殿

大阪地方最低賃金審議会大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会 部会長 北川亘太

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和6年7月2日開催の大阪地方最低賃金審議会第358回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとする事はできないとの結論に達したので報告する。

以上でございます。

北川委員

ありがとうございました。

それでは、大阪府非鉄金属関連産業最低賃金専門部会の審議結果等について御報告いたします。

第1回専門部会は8月21日に開催し、部会長及び部会長代理の選出、審議の進め方、審議資料についての確認を行い、その後、事前に提出のありました改正の必要性の有無に係る意見書に基づき、労使双方から当該最低賃金の改正決定の必要性について御主張をいただきました。

第2回から第4回までの専門部会は、8月29日、9月3日、そして10月1日にそれぞれ開催し、事務局が示した資料や労使それぞれの委員から御提出いただいた資料を参考に審議を行いました。

しかし、4回の審議をもってしても、労働者を代表する委員は改正決定の必要性あり、使用者を代表する委員は改正決定の必要性なしとの御主張がなされ、審議は平行線のまま、全会一致の労使合意に至らず、先ほどの報告書にありましたとおり、改正決定の必要性ありとする事はできないとの結論になりました。

報告は以上です。

衣笠会長

ありがとうございました。

ただいま、北川委員から、大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金専門部会の審議結果につきまして御報告をいただきました。

御報告の内容につきまして、各委員から御意見、御質問等がございましたら御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

澤谷委員、お願いします。

澤谷委員

労働側委員の澤谷ですが、後ほど小売業のほうもあろうかと思いますが、もう先にお話をさせていただきたいかなと思います。

報告自体については、これは当然ながら、我々大阪では、それぞれの関係労使によって構成された専門部会で議論をされるということについては、それはもう尊重いたします、結果として。

その内容について、議論の結果、我々としては残念ながら必要性なしとなったというところは承知をしているところなのですが、改めて特定産業別最低賃金の意義と申し上げますか、こちらについては、委員が替わることもありますので、先般、第1回目の開始の際には、改めて特定最低賃金の意義というところを労働局側からも説明をいただくようにという形で勉強会の設置をさせていただいているところです。

これについては、やはり特定最低賃金、それぞれの関係労使で議論しているところから、それぞれの労使の、それぞれの委員の責任の重さというのも十分承知しておりますし、敬意も払うところではございます。当然ながら、関係労使だからこそ深い議論がされるということでもあります。それは、やはり労使ともに、労使イニシアチブで、きちっとした、いわゆる労働局の提出された資料をもって、我々労働側であれば必要性ありという意見になるでしょうし、使用者側として仮に必要性なしと主張がなされた場合、やはりその労働局の資料なりデータに基づいて、必要性なしなのであれば必要性なしという根拠をしっかりと持った、お互い同じ立場、同じ意識を持って、しっかりと意見交換ができるような場にしていただきたいかなと思います。

この結果自身は、来年、また引き続き議論される場でもあろうかと思いますが、そういった点において、それぞれの委員、もちろん全会一致が原則となっておりますので、例えば1人の委員、2人の委員というところで、それぞれの委員の意見によってこの結論というのが大きく変わるということもありますので、それぞれがきっちりと意識を持って、最低賃金の意義をしっかりと理解した上で、資料に基づいた議論ができるような場というところ、専門部会という場にしていただけるようお願いをしたいかなというふうに思います。

以上です。

衣笠会長

御意見ありがとうございます。

ほか、ございますか。よろしいですか。

(な し)

衣笠会長

貴重な御意見、どうもありがとうございました。

それでは、御意見も頂戴いたしましたが、大阪府非鉄金属製造関連産業最低賃金の改正決定の必要

性につきまして、専門部会の報告書のとおり本審議会の結論としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異 議 な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

それでは、事務局は答申文案を御準備ください。

柴田課長

答申文案の準備できておりますので、お配りいたします。

衣笠会長

お手元に配られましたのが答申文案となります。

事務局で読み上げをお願いします。

森内指導官

それでは、ただいまから答申文案を読み上げます。

令和6年10月17日

大阪労働局長 志村幸久殿

大阪府最低賃金審議会 会長 衣笠葉子

大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月2日付け大労発基0702第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金を改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申する。

以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございました。

ただいまの内容で御異議ございませんでしょうか。

(異 議 な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、大阪府自動車小売業最低賃金専門部会につきまして、部会長を務めた岸本

委員、部会長代理を務めた表田委員が共に本日は御欠席のため、本専門部会の公益委員を務めました私、衣笠が御報告いたします。

まず、事務局から、資料4の大阪府自動車小売業最低賃金の専門部会報告書を読み上げてください。

森内指導官

それでは、資料4の御用意、お願いいたします。

報告書を読み上げます。

令和6年9月26日

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子殿

大阪地方最低賃金審議会大阪府自動車小売業最低賃金専門部会 部会長 岸本佳浩

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当専門部会は、令和6年7月2日開催の大阪地方最低賃金審議会第358回総会において付託された標記について、関係資料の検討、関係労使の意見聴取を実施し、慎重に審議を重ねた結果、大阪府自動車小売業に係る最低賃金の改正決定について、全会一致に至らなかったため必要性有りとすることはできないとの結論に達したため報告する。

以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございました。

それでは、大阪府自動車小売業最低賃金専門部会の審議経過等につきまして御報告いたします。

第1回専門部会は8月22日に開催し、部会長及び部会長代理の選出、審議の進め方、審議資料についての確認を行い、その後、事前に提出のありました改正の必要性の有無に係る意見書に基づき、労使双方から当該最低賃金の改正決定の必要性について御主張をいただきました。

第2回から第4回までの専門部会は、9月4日、9月9日、そして9月26日にそれぞれ開催し、事務局が示した資料や労使それぞれの委員から御提出いただきました資料を参考に審議を行いました。

しかし、4回の審議をもってしても、労働者を代表する委員は改正決定の必要性あり、使用者を代表する委員は改正決定の必要性なしとの御主張がなされ、審議は平行線のまま、全会一致の労使合意に至らず、先ほどの報告書にございましたとおり、改正決定の必要性ありとすることはできないとの結論に至りました。

報告は以上となります。

ただいまの報告内容につきまして、各委員から御意見、御質問等ございましたら御発言いただければと思います。いかがでしょうか。

澤谷委員、お願いします。

澤谷委員

御報告ありがとうございます。

先ほどと同様の意見になりますので、同じ部分は申し上げませんが、こちらについても同様に、我々としては当然必要性があるという形で専門部会でも議論をさせていただいておりますし、その中で、先ほど申し上げたとおり、データに基づいて、労使イニシアチブの中、お互いに尊重し合いなが

ら、きちっと議論した上で必要性なしという結論に至るのであれば、当然ながら我々としても必要性なしというところで、理解はいたしますが、専門部会の中で、お互いの意識合わせというところがしっかりとできていない中において、それぞれの思いというところがなかなか一致しない、それがいわゆる議論として成り立たないような状況にだけは今後ならないように、労働局としても、先ほど申し上げたとおり、特定最低賃金の意義というところをそれぞれの労使委員の理解をしていただくというところにしっかりと努めていただきたいなというふうに思います。

以上です。

衣笠会長

御意見ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

平岡委員、お願いします。

平岡委員

それぞれの委員が特定最賃の意義を理解せず審議に臨んでいるとは思っておりませんので、それは理解した上で、ただ、それが議論不十分ではなかったかという御指摘、御意見かと理解はするのですが、限られた時間の中での議論ということもあり、その中で、結論として意見の一致に至らなかった、ということなのかなと理解しております。

衣笠会長

御意見ありがとうございました。

ほか、ございますか。よろしいですか。

(な し)

衣笠会長

労使双方、貴重な御意見、どうもありがとうございました。

そうしましたら、幾つかの御意見もいただきましたが、大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性につきまして、専門部会の報告書のとおり本審議会の結論としたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異 議 な し)

衣笠会長

それでは、事務局は答申文案を御準備ください。

柴田課長

答申文案の準備できておりますので、お配りいたします。

衣笠会長

お手元に配られましたのが答申文案となります。
事務局で読み上げをお願いします。

森内指導官

それでは、答申文案を読み上げます。

令和6年10月17日

大阪労働局長 志村幸久殿

大阪地方最低賃金審議会 会長 衣笠葉子

大阪府自動車小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和6年7月2日付け大労発基0702第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった大阪府自動車小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、大阪府自動車小売業最低賃金を改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性ありとの結論に達し得なかったので答申する。

以上でございます。

衣笠会長

ありがとうございます。

ただいまの内容で御異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（ 異 議 な し ）

衣笠会長

ありがとうございます。

それでは、全会一致とならなかったこの2つの専門部会につきまして、局長に答申を行います。

（会長から答申文を労働局長に手交する。）

吉川主任

それでは、大阪労働局長志村より皆様に御挨拶申し上げます。

志村局長

それでは、私のほうから御礼の御挨拶を申し上げます。

本日、会長から、令和6年度の非鉄金属製造関連産業最低賃金をはじめ2種類の特定最低賃金について答申をいただきました。

また、大阪府塗料製造業等の5業種の特定最低賃金につきましても、既に各専門部会において答申をいただいております、これで全ての大阪府の最低賃金が決定いたしました。

7月2日に諮問させていただいて以来、特定最低賃金専門部会の委員を中心に、人材確保の必要性もありながら、一方では原料費、労務費及びエネルギーコスト等の高騰等、厳しい状況を踏まえ、慎

重かつ真摯な御審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

特定最低賃金につきましても、地域別最低賃金と同様に、周知徹底と履行確保、さらには中小企業支援措置の周知、利活用の促進にも全力を挙げて取り組んでまいります。

最後になりますが、各委員の皆様方には、引き続き大阪地方最低賃金審議会の運営につきまして、御協力賜りますようお願いを申し上げ、簡単でございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

衣笠会長

どうもありがとうございました。

では、続きまして、改正決定のありました特定最低賃金について、事務局から報告をお願いします。

柴田課長

では、私のほうから説明いたします。

既に答申いただいております大阪府鉄鋼業最低賃金、大阪府機械・金属製品製造関連産業最低賃金、大阪府塗料製造業最低賃金、大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金及び大阪府電気機械器具製造関連産業最低賃金、この5業種の特定最低賃金につきましては、既に本日配付しております資料5から9に改定金額、効力発生日などの記載がございますので、御確認をいただければと思います。

以上です。

衣笠会長

御説明ありがとうございました。

そうしましたら、続きまして、議事（2）に移ります。

柴田委員

すみません。

衣笠会長

柴田委員、お願いします。

柴田委員

今の資料5から9の答申文とかいうのは、答申文は配付していただけるのですかね。報告書はついていますが、答申文、ホームページに出ているのか、ちょっとすみません、答申文、あるのですよね。それは、委員には配付されないのですか。

柴田課長

準備しておりますので、ただ今から配付いたします。

衣笠会長

御用意いただき、どうもありがとうございました。

これで、柴田委員、よろしいでしょうか。よろしいですね。

そうしましたら、続きまして、議事（２）の令和６年度大阪府最低賃金の答申附帯事項に関する取組状況報告についてに入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

柴田課長

では、私、柴田のほうから説明いたします。着座にて説明させていただきます。

令和６年８月１日付の大阪府最低賃金答申の際、御要望いただきました附帯事項についての取組状況を御報告いたします。

答申が行われてから２か月での報告となっておりますので、報告内容が限定されておりますが、その点よろしく願いいたします。

では、資料の10番を御覧ください。

この資料10の１ページから２ページに記載しておりますとおり、附帯事項は政府へ要望するもの、大阪労働局へ要望するものがございます。

まず、政府の要望に対する取組についてでございます。

２ページを御覧ください。

政府への要望の②でございますが、中小企業省力化投資補助金においては、令和６年９月27日に改正され、リース製品が追加されるなど要件の緩和が図られております。

次に、政府への要望④でございますが、９月を価格交渉促進月間とし、業界団体を通じた価格転嫁の要請、価格転嫁の状況についてのフォローアップ調査を実施しております。

次に、３ページを御覧ください。

３ページからは、大阪労働局への要望に対する取組となっております。

まずは、取組の実施計画を３ページにお示ししております。これは、附帯事項６に基づく実施計画として策定いたしました。順に説明申し上げます。

４ページを見ていただけますでしょうか。

上から説明します。

周知広報・履行確保、支援策利活用の促進につきましては、これは通年で実施をしておりますが、主な取組事項の一つといたしまして、最低賃金の円滑な履行確保を図るためには、発効されている改正額についての的確に周知するとともに、業務改善助成金のさらなる活用促進を図ることが重要であると考えております。改正額及び支援策につきましては、関係機関とも連携し、効果的な周知広報に取り組んでまいります。

また、賃金不払いをはじめとした基本的な労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による定期監督などにおきましては、賃金引上げの意向や労働条件の改善状況を確認してまいります。賃金支払いが履行されず、度重なる指導でも是正しない事業場や定期賃金や割増賃金を適切に支払わず、同様の法違反が繰り返される事業場につきましては、司法処分も含めて厳正に対処してまいります。

次に、２つ目でございますが、下請取引の適正化についてです。

年間を通して、監督指導等におきまして、対象事業場における賃金引上げの阻害要因として買いたたきなどが疑われる場合、労働基準関係法令違反が認められない場合であっても、公正取引委員会・中小企業庁または国土交通省に通報を行ってまいります。

3つ目の黒ボツのところです。

9月を最低賃金周知・支援月間として、改正最賃額及び業務改善助成金など賃金引上げに向けた支援策の周知について集中的な取組を行いました。

次、4つ目でございます。

10月でございますが、大阪働き方改革推進会議、最低賃金のための環境整備に関する作業部会で、明日ですけど、構成員と連携した取組が予定されております。

5つ目でございます。

11月には、民間企業に業務委託などを行う場合、契約期間中の最低賃金額改正によって、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることのないよう、大阪府内自治体、在阪する国の行政機関や独立行政法人に対する配慮要請の取組を強化いたします。

6つ目です。

2月には、自治体が発注する業務委託契約を受注した事業者などに雇用される労働者の最低賃金の履行確保の強化を目的とする情報連携について、協定未締結の自治体へ締結に向けた働きかけを行います。

最後に、最低賃金・賃金支払いの徹底と賃金引上げに向けた環境整備のための集中取組期間、これを1月から3月に設けまして、最低賃金の遵守徹底のための監督指導を強化するとともに、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げに向けた働きかけや価格転嫁対策関連の施策の紹介、この取組の強化を図ります。

では、答申附帯事項の取組事項につきまして、順を追って説明いたします。

5ページを御覧ください。

まず、大阪労働局への要望①でございますが、未満率解消に向けた、最低賃金の的確で効果的な周知広報、履行の確保でございます。

従来から、できるだけ多くの大阪府民の方に知っていただきますよう、大阪府内全自治体へ広報誌の掲載を依頼するほか、マスメディアの活用、包括連携協定を結んだ金融機関を通じた周知など、様々な媒体や機会を活用しまして積極的に取り組んでおります。

なお、10月1日時点の数字ではございますが、22の自治体では広報誌への掲載、これがなされているところでございます。

また、厚生労働省では、テレビCMを活用し、最低賃金の改正、助成金について周知を図っております。

6ページを御覧ください。

6ページに掲載しております大阪府最低賃金のリーフレット・ポスターでございますが、改正決定の公示後、約1,900の機関・団体・事業場へ送付し、周知を図っております。

また、今後も確定申告会場・労働保険年度更新会場など、中小・小規模事業者が利用することが見込まれる場所など、様々な媒体や機会を捉え、効果的な周知・広報に取り組んでまいります。

なお、資料には記載しておりませんが、梅田、難波、天王寺駅をはじめとする主要29駅につきましては、これは本省ルートではございますが、有料広告スペースに周知用ポスターを掲示することによって既に周知を行っております。

次に、7ページを御覧ください。

3番目、履行確保の取組について御説明いたします。

今年度も1月から3月までを、先ほども申しあげましたように、集中取組期間としまして、大阪府内の全監督署、13署におきまして、最低賃金の遵守徹底を目的として、最低賃金の履行確保のための集中的な監督指導の実施を予定しております。

次に、その下の②のところでございます。大阪労働局への要望、②支援策の効果的な周知広報と一層の利活用の促進についてでございます。

9月の最低賃金周知・支援月間の取組概要と実施要綱を大阪労働局全体の取組としましてプレスリリースするとともに、労使団体はじめ自治体や支援機関など、中小企業と関わりの深い機関に対しまして、積極的な周知の御協力をお願いいたしました。

8ページ御覧いただけますでしょうか。

上から4番目、(5)のところでございます。

労働基準監督署では、賃金改正の影響が特に大きいと思われる事業場1,300件、これを選定しまして、署の職員が個別に説明することにより、改正賃金額や事業主の支援策を周知しております。

その下の(6)番でございますが、ハローワークでは、求人窓口のほか、所内に改正最低賃金額を記載したリーフレットを掲示・配架して周知いたしました。加えて、マイページ登録事業所につきましては、改正最低賃金額、賃金引上げに係る支援策などについても周知を図っております。また、10月1日以降有効な求人のうち、改正最低賃金額を下回る事業場に対して、10月以降の求人票の賃金額の見直し、これを指導しております。

下の(7)番でございますが、大阪労働局雇用保険電子申請事務センターでの事業主支援策の周知としまして、約2万8,000件行っております。

一番下の(9)番です。

大阪労働局YouTubeチャンネルにショート動画の投稿や、大阪労働局労働基準部公式Xに投稿することによって情報発信を行っております。

9ページ御覧いただけますでしょうか。

一番上の(10)番でございます。

これは、今年度、新規の取組といたしまして、助成金センターと連携をして、助成金の支給決定通知書に大阪労働局版のリーフレットを同封しております。

続いて、その下の2、大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターを通じた取組でございますが、これは周知支援月間中、先月9月ですが、業務改善助成金のオンラインセミナーを開催し、利活用の促進を図っております。

また、8月までの利用状況については、表を付けております。

下の3の労働基準監督署における取組のところでございますが、監督署の職員からは、窓口相談、集団指導、説明会、個別訪問支援、こういったあらゆる機会を活用しまして支援策の周知や利活用の働きかけを行うとともに、その下の4番の大阪働き方改革推進会議、最低賃金のための環境整備に関する作業部会構成員の方に対しても、傘下の団体・企業様へ周知していただくよう協力要請を行っております。この作業部会は、先ほども申しあげましたように、明日、10月18日に開催予定でございます。

一番下の5、支援策活用状況でございますが、大阪での各種支援策の活用状況について掲載しております。

では、10ページを御覧ください。

活用状況の表がずっとございまして、その下の6番、今後の取組のところでございます。

引き続き支援を必要とする中小企業など経営者の皆様に業務改善助成金など各種支援策や中小企業が賃上げしやすい環境を整えるため、制度・助成金など幅広い相談に応じる大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター、これを積極的に周知し、関係団体、関係省庁と連携して、その利活用の促進に取り組んでおります。

次に、大阪労働局への要望③でございますが、行政機関に対する配慮要請等の取組について説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

厚生労働省労働基準局長から、例年の改定額、支援施策の周知・広報等の要請に加えまして、本年度より、労務費の適切な価格転嫁を踏まえた要請文書を各都道府県知事・政令指定都市市長宛てに発出しております。

大阪労働局におきましても、大阪労働局長と大阪府知事の連名で政令指定都市以外の府内自治体への要請文書の送付を予定しております。

また、大阪市、堺市、枚方市との最低賃金違反に係る情報提供の協定につきましては、引き続き的確に運営していくとともに、未締結の自治体に対しましては、協定締結の働きかけを行い、地方自治体と連携して最低賃金の履行確保を行ってまいります。

次に、その下、大阪労働局への要望の④でございます。

下請取引の適正化に向けた取組について説明いたします。

労働基準監督署は、事業場に監督指導などを実施した際に、労働基準関係法令違反が認められない場合であっても、賃金引上げの阻害要因として買いたたきなどが疑われる事案につきましては、公正取引委員会・中小企業庁または国土交通省に通報を行い、法令遵守が徹底されるよう引き続き取り組んでまいります。

また、1月から3月までの集中取組期間につきましては、最低賃金の遵守徹底を図り、賃金の引上げについて検討がなされるよう、賃金引上げや価格転嫁対策関連の施策の紹介を行ってまいります。

これらの取組の実施につきましては、厚生労働省本省とも連携を図りながら、予算の確保、実施体制の強化を図り、最低賃金・賃金支払いの徹底と賃金引上げに向けた環境整備を進めてまいります。

最後になりますが、大阪労働局への要望⑤、12ページでございます。

この⑤としましては、現在の取組状況などにつきまして、厚生労働省本省に説明を行い、十分な予算措置が取られるよう取組をしているところでございます。

附帯事項6項目につきましては、ただいま説明いたしました取組状況を検証して、本総会でまた報告させていただくこととなっております。

事務局から、令和6年度大阪府最低賃金の改正決定（答申）附帯事項への取組についてのこれまでの取組状況の報告は以上でございます。

衣笠会長

御説明ありがとうございました。

以上の御説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

はい、お願いします。

柴田委員

すみません、御説明ありがとうございました。

3点、ちょっと御質問させていただきたいと思います。

1つ目が1ページの政府への要望ですけれども、具体的に、いつ、どこに、誰が要望されたのかをちょっと教えていただきたいのが1点でございます。

2つ目が、9ページから10ページの支援策の活用状況で、今の説明では、厚生労働省関連の数字は、これ大阪府内の数字というふうに課長から説明があったかなと思うのですが、経済産業省関連のこの採択件数も大阪府域の採択件数ということでもよろしいのでしょうか。

それから、3点目が11ページの1の自治体等への文書の配慮要請ということで、厚労省の労働基準局長から価格転嫁を踏まえた要請文書を各都道府県・政令都市に発出された時期というのはいつなのかをちょっと教えていただきたい。

以上3点です。よろしくお願いします。

柴田課長

分かりました。御質問ありがとうございます。

1点目、1ページ目の政府への要望のところでございますが、これは附帯事項を頂いたときに、本省賃金課のほうに、大阪労働局の賃金課から、こういう答申の附帯事項を政府に対して頂いておりますということで報告をしております。日付は、多分8月1日が答申だったので、その当日か、遅くても2日ぐらいだったと記憶しております。

2点目の数字ですが、これは大阪府の数字でございます。

3点目の日付は10月1日でございます。

以上でよろしいでしょうか。

柴田委員

ありがとうございます。

政府への要望のところは、今、取組のところ②と④の取組のところがございましたけれども、これは要望、報告されて、厚生労働省がこういうふうに取り組んでいきますというふうな、全体がその回答みたいなやつは頂けることになるのか、それとも逐次、何か取組があれば、この審議会で、今回の②とか④のように、ここについてはこういうふうになっていますということで、以後、報告があるのか、どちらなのですかね。

柴田課長

後者の方で、その都度報告していくということになると思います。よろしいですか。

柴田委員

はい。

衣笠会長

御質問いただきまして、またそれに対して御解答いただきまして誠にありがとうございました。

そのほか、何か御質問等ございますか。よろしいですか。

(な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして、議事（3）その他に入ります。

事務局から何かございますか。

吉川主任

事務局より、資料2、令和6年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れの一番下でございます363回総会について、御報告申し上げます。

各委員にスケジュールのための御連絡を差し上げたところでございますが、現在のところ、363回総会について開催予定はございませんので、御案内いたします。

事務局からの御連絡は以上でございます。ありがとうございました。

衣笠会長

ありがとうございました。

では、そのほか、何かございませんでしょうか。

労働者を代表する委員、何かございますか。

(な し)

衣笠会長

はい、ありがとうございます。

使用者を代表する委員、何かございますか。

(な し)

衣笠会長

ありがとうございます。

それでは、以上で本日の審議、全て終了いたしました。

本日はこれもちまして閉会といたします。

皆様、お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

(閉会 11時16分)